

国立大学法人信州大学と東御市との包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学と東御市（以下「両機関」という。）は、相互の連携により、地域社会の発展に資するため、平成２９年２月２４日付け「国立大学法人信州大学と東御市との包括的連携に関する協定書」を更新し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第１条 本協定は、両機関が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条 両機関は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （１）両機関が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- （２）両機関が共同で実施する事業に関すること。
- （３）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携推進会議）

第３条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

２ 連携推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第４条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第５条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は３年間とする。ただし、双方の合意が得られた場合は更新することができる。

（細 則）

第６条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両機関記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和２年２月２４日

国立大学法人信州大学長

濱 田 州 博



東御市長

花 岡 利 夫

